

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

主要な改正事項

- 生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するための病原体等の管理体制の確立
- 最新の医学的知見に基づく感染症の分類の見直し
- 結核を感染症法に位置付けて総合的な対策を実施

- 基本理念 (国際的動向を踏まえた施策、人権尊重)
- 責務規定 (医師等の責務規定の充実、病原体等の検査を行っている機関の責務)
- 基本指針 (病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項)

○病原体等の規制

- ・病原性、国民の生命及び健康に対する影響に応じて一種病原体等から四種病原体等までに四分類
- ・所持、輸入等の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制

○感染症に関する情報収集・公表

- ・医師・獣医師の届出
- ・積極的疫学調査
- ・慢性感染症に関する情報の収集
- ・発生状況等の情報の公表

○健康診断、就業制限、入院及び医療

- ・健康診断、就業制限
- ・入院勧告・入院措置 (必要最小限度の原則、手続の整備)
- ・入院患者(結核を含む)の医療
- ・結核患者の通院医療

○その他

- ・消毒、交通制限・遮断等
- ・指定動物の輸入禁止、輸入検疫
- ・結核感染動物の対処
- ・コレラ及び黄熱を検疫対象から除外
- ・結核の定期の予防接種を予防接種法に位置付け

(施行期日 公布の日から6月以内に政令で定める日(結核に関する規定等一部の規定は、平成19年4月1日))

※下線部は、改正事項

病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要

〔所持等の禁止〕

《一種病原体等》

- エボラウイルス
- クリミア・コンゴ出血熱ウイルス
- 痘そうウイルス
- 南米出血熱ウイルス
- マールブルグウイルス
- ラッサウイルス

(以上 6)

〔所持等の許可〕

《二種病原体等》

- SARSコロナウイルス
- 炭疽菌
- 野兎病菌
- ペスト菌
- ボツリヌス菌
- ボツリヌス毒素

(以上 6)

〔所持等の届出〕

《三種病原体等》

- Q熱コクシエラ、○狂犬病ウイルス
- 多剤耐性結核菌
- 政令で定めるもの
 - コクシジオイデス真菌、○サル痘ウイルス
 - 腎症候性出血熱ウイルス
 - 西部馬脳炎ウイルス
 - ダニ媒介性脳炎ウイルス群
 - 東部馬脳炎ウイルス、○ニパウイルス
 - 日本紅斑熱リケッチア
 - 発しんチフスリケッチア
 - ハンタウイルス肺症候群ウイルス
 - Bウイルス、○鼻疽菌、○ブルセラ属菌
 - ベネズエラ馬脳炎ウイルス
 - ヘンドラウイルス
 - リフトバレーウイルス、○類鼻疽菌
 - ロッキー山紅斑熱リケッチア

(以上 21)

〔基準の遵守〕

《四種病原体等》

- インフルエンザウイルス (H2N2)
- 黄熱ウイルス
- クリプトスポリジウム
- 結核菌 (多剤耐性結核菌を除く。)
- コレラ菌
- 志賀毒素
- 赤痢菌属
- チフス菌
- 腸管出血性大腸菌
- 鳥インフルエンザウイルス
- パラチフスA菌
- ポリオウイルス

政令で定めるもの

- ウエストナイルウイルス
- オウム病クラミジア
- デングウイルス
- 日本脳炎ウイルス

(以上 16)

- 国又は政令で定める法人のみ所持(施設を特定)、輸入、譲渡し及び譲受けが可能
- 運搬の届出
- 発散行為の処罰

- 試験研究等の目的で厚生労働大臣の許可を受けた場合に、所持、輸入、譲渡し及び譲受けが可能
- 運搬の届出

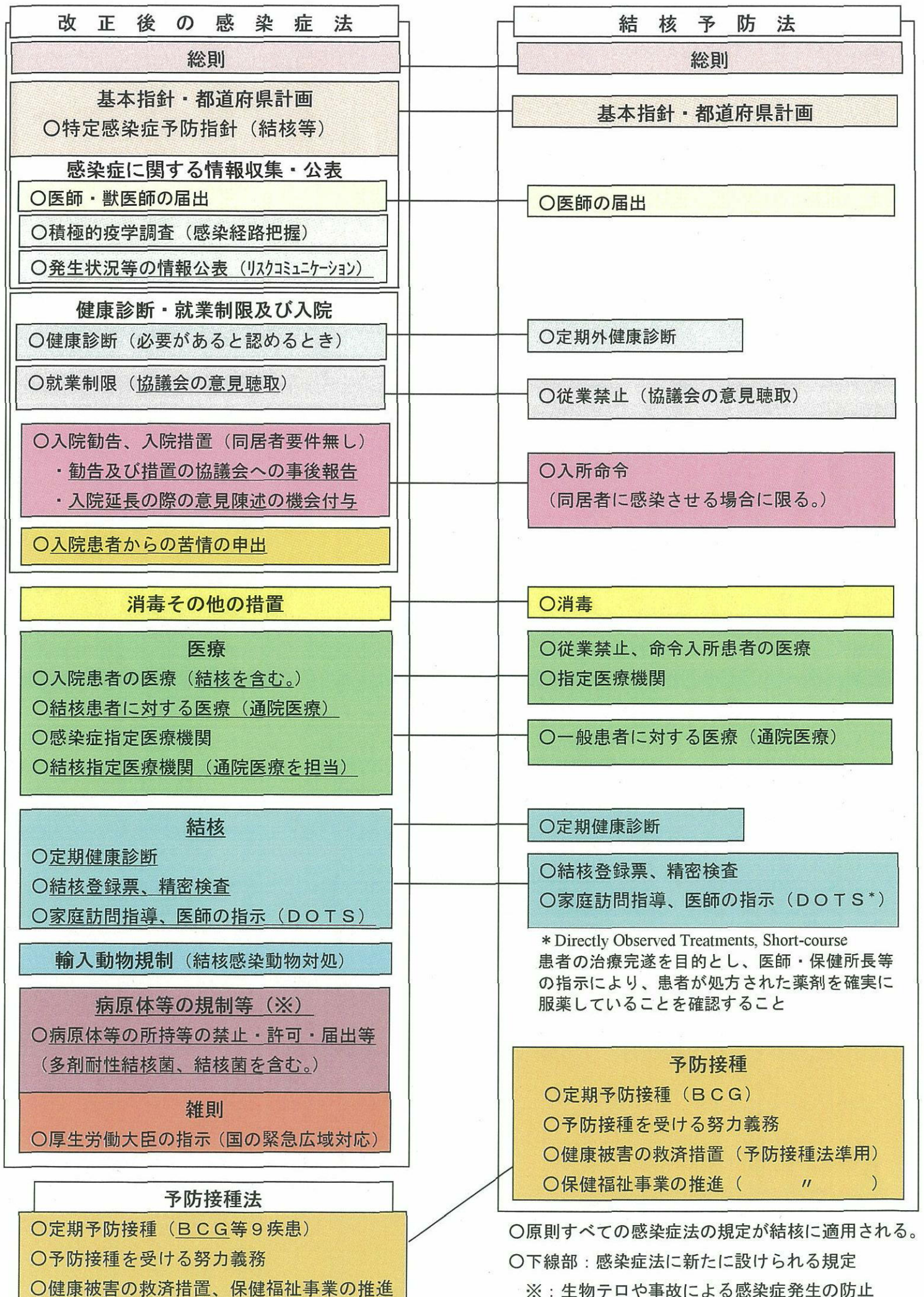
- 病原体等の種類等について厚生労働大臣へ事後届出
- 運搬の届出

- 病原体等に応じた施設基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準(厚生労働省令)の遵守
- 厚生労働大臣等による報告徴収、立入検査
- 厚生労働大臣による改善命令
- 改善命令違反等に対する罰則

感染症法上の感染症類型について

現行の分類		改正案における分類	
一類感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう ペスト マールブルグ ラッサ熱 重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルスに限る)	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう ペスト マールブルグ ラッサ熱 <u>南米出血熱(新たに追加)</u>	
二類感染症	急性灰白髄炎 ジフテリア コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス	急性灰白髄炎 ジフテリア <u>重症急性呼吸器症候群</u> <u>(SARSコロナウイルスに限る)</u> <u>結核(新たに追加)</u>	
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	腸管出血性大腸菌感染症 <u>コレラ</u> <u>細菌性赤痢</u> <u>腸チフス</u> <u>パラチフス</u>	
四類感染症	E型肝炎 A型肝炎 黄熱 Q熱 狂犬病 高病原性鳥インフルエンザ マラリア 等 合計30疾病を政令で指定	従前の30疾病に下記疾病を新たに追加 <u>オムスク出血熱</u> <u>キャサヌル森林熱</u> <u>西部馬脳炎</u> <u>ダニ媒介性脳炎</u> <u>東部馬脳炎</u> <u>鼻疽</u> <u>ベネズエラ馬脳炎</u> <u>ヘンドラウイルス感染症</u> <u>リフトバレー熱</u> <u>類鼻疽</u> <u>ロッキー山紅斑熱</u> 合計41疾病を政令で指定	新たに追加
五類感染症	41疾病を省令で指定	変更なし	

改正後の感染症法と現行の結核予防法及び予防接種法との関係図



結核指標の諸外国との比較(2003 年)

	日本	米国	英国	ドイツ	豪州
新登録結核患者数	31,638	14,861	6,400	6,526	949
人口 10 万対罹患率	25	5	11	8	5
新規喀痰塗抹陽性肺結核患者数	10,843	5,303	1,455	1,679	113
人口 10 万対	8	2	2	2	1

人口 10 万対新規喀痰塗抹陽性肺結核患者数の推移

